第３章　プレス・せん断処理業者の具体的な実務

1. プレス･せん断処理業者の実務概要

(1)処理パターン

- プレス･せん断処理業者の処理パターンは、大きく分けると、シュレッダー業者に引き渡すものと解体自動車全部利用者に引き渡すものがあります。
- 自動車メーカー等(チーム)とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉･転炉等や製品原料として輸出する事業者に引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- 自動車メーカー等(チーム)とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係(※1)があり、国内の電炉･転炉等に引き渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用として区分されます。

※1 この委託契約により全部再資源化に取り組む解体業者またはプレス･せん断処理業者には、ASR 分のリサイクル料金を原資として自動車メーカー等(チーム)から作業内容に相当する委託費を支払うことになります。

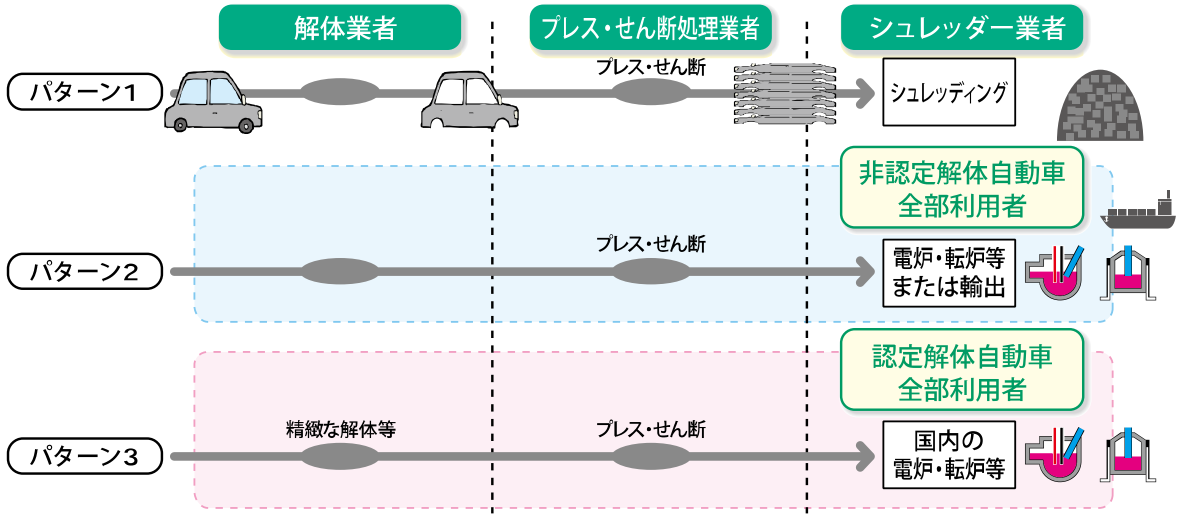

2. 処理パターン別の実務について

(1)解体自動車(廃車ガラ)の引取り　(全パターン共通)

- 前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- 車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。
前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。

(2)プレス･せん断した解体自動車の引渡し

(2)−1 シュレッダー業者に引き渡す場合　(パターン 1)

① プレス･せん断処理の業務

- 必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス･せん断します。

② トラック積載

③ 車台数確認、引渡報告

- プレス･せん断した解体自動車をトラックに積載するとき、車台数を確認して電子マニフェスト画面で引渡報告を行います。
- プレス･せん断した解体自動車では、後工程のシュレッダー業者が電子マニフェスト画面でどの車台番号が搬入されたか把握できませんので、情報管理センターへの引渡報告画面をプリントアウトしたものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。

④ 運搬

- シュレッダー業者へ搬出します。

●パターン1　シュレッダー業者に引き渡す場合

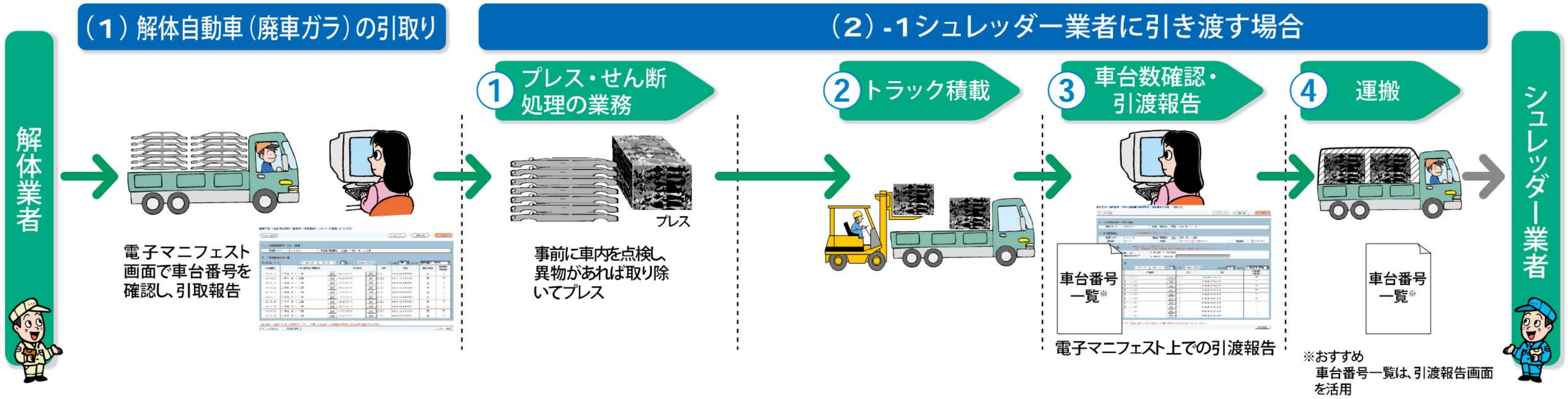

(2)−2 非認定全部利用者に引き渡す場合　（パターン 2）

①プレス･せん断処理の業務

②トラック積載

- プレス･せん断した解体自動車(廃車ガラ)をトラックに積載します。

③車台数確認、引渡報告

- 引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェスト画面を開いて情報管理センターへの報告を完了します。書面を手書きすることは大変ですので、電子マニフェストの報告画面をプリントアウトする方法をおすすめします。

④運搬

- 上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

⑤書面保管

- 書面に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。

※非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの〈いつ、誰が、誰にどの車台（車台番号）を引き渡したか〉を、その引渡しの日から5年間保管しなければならない（法第18条８項−第16条５項）

(2)−3 認定全部利用者に引き渡す場合　（パターン 3）

①プレス･せん断処理の業務

- 委託契約した自動車メーカー等(チーム)の解体自動車とその他の解体自動車を分けて保管してください。
- プレス･せん断は各チームの解体自動車ごとに分けて行うことをおすすめします。
- プレス･せん断した解体自動車には、委託契約したチームが判別できるようにマーキングをしてください。

②トラック積載

- 委託契約したチームのプレス･せん断した解体自動車のみトラックに積載します。その他のプレス･せん断した解体自動車は載せないようにしてください。

③車台数確認、伝票添付

- 台数確認をして、電子マニフェスト画面で引き渡す車台の確定をします。この時点では情報管理センターへの引渡報告は行わないでください。
- 電子マニフェストで荷姿詳細情報画面をプリントアウトします。
- 自動車メーカー等(チーム)が指定する検収伝票に必要事項を記入します。

④運搬

- プリントアウトした車台番号一覧と検収伝票をトラックの運転手に持たせ、搬出します。

⑤引渡報告、伝票管理

- 車台番号一覧と検収伝票を回収し、記入(受領印等)がすべて行われているかを確認してください。記入もれがあった場合は速やかに処置してください。
- 問題がなければ電子マニフェストの引渡先確定済荷姿の一覧画面を開き、情報管理センターへの報告を完了してください。

> 電炉･転炉等への運搬から情報管理センターへの報告完了までの期間は3日以内です。
> 車台番号一覧と検収伝票は5年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等(チーム)として委託した車台の確認が必要ですので、車台番号一覧と検収伝票のコピーを委託契約した自動車メーカー等(チーム)に郵送してください。

●パターン2、3　解体自動車全部利用者に引き渡す場合

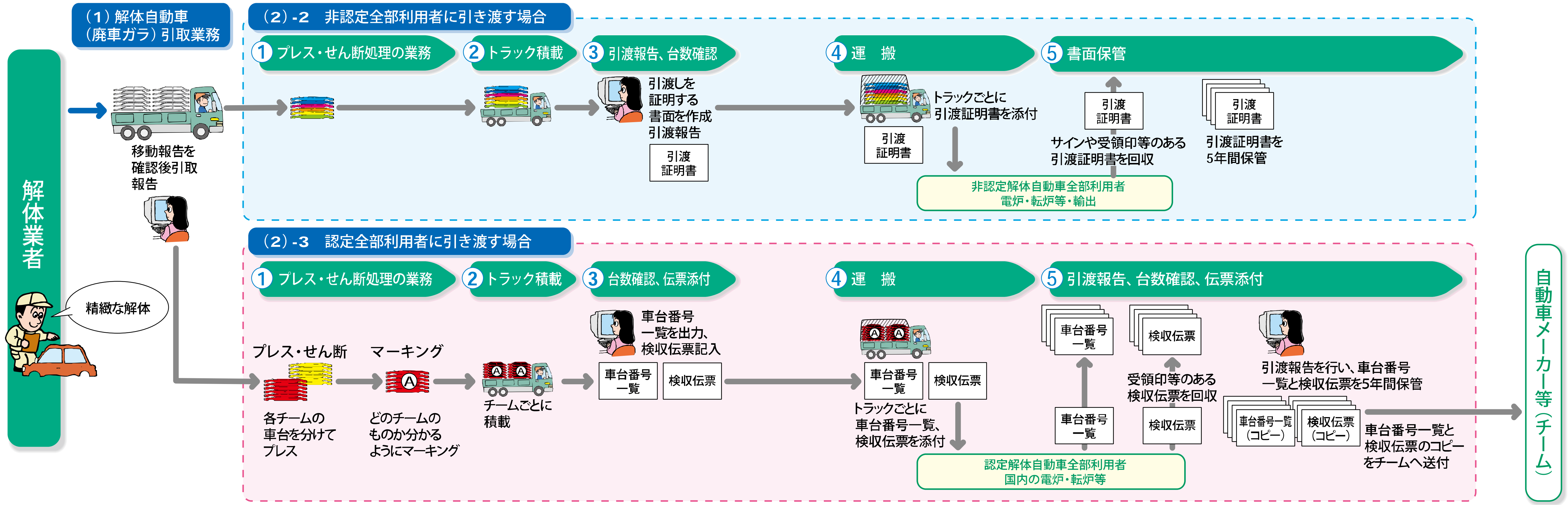

3. 全部利用者への引渡報告

- プレス･せん断処理を行った解体自動車(廃車ガラ)を全部利用者等に引き渡した場合は、すみやかに引渡報告を行います。
- 自動車メーカー等(チーム)とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉･転炉等や製品原料として輸出する事業者に引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- 自動車メーカー等(チーム)とプレス･せん断処理業者との間に委託契約関係があり、国内の電炉･転炉等に引き渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用として区分されます。

(1)プレス･せん断処理業者→非認定全部利用者への引渡報告

(詳細は｢パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル破砕工程編｣をご覧ください。)

①対象車台の選択

引取報告済車台の一覧から非認定全部利用者へ引き渡す車台を選択･確定します。

ステップ1 ❶ 前画面で入力した「電炉等・廃車ガラ輸出業者」欄の情報に誤りがないか確認し、引渡先種別として「電炉処理・転炉処理等」または「解体自動車（廃車ガラ）の輸出」のいずれかを選択し、チェックします。

ステップ2 ❷ 引取報告済車台が一覧になっているので、その中から引渡報告を行う車台を選択し、「引渡報告対象車台選択」欄をチェックします。

ステップ3 ❸ [P 画面印刷] ボタンをクリックして車台番号の一覧を印刷します。

ステップ4 ❹ [引渡先確定] 引渡先確定ボタンをクリックします。

プレス･せん断処理した解体自動車(廃車ガラ)については、後工程の全部利用者がどの車台番号の解体自動車が搬入されたか把握できませんので、❸ で印刷した車台番号一覧をトラックの運転者に持たせるようにしてください。

②引渡報告

選択･確定した車台を情報管理センターへ報告します。

ステップ5 ❺ 引渡先確定済車台の一覧で、情報管理センターへ報告する車台に誤りがないか再度確認し、[センターへ報告] ボタンをクリックします。

※ 何らかの誤りがあった場合等、情報管理センターへの報告を行わない場合は、対象車台の「確定取消」欄をチェックします。その上で「確定取消」ボタンをクリックすると引渡先確定済車台の一覧から車台が削除されます。

トラック運転手に持たせて非認定全部利用者に引き渡した車台番号一覧に、非認定全部利用者のサインまたは受領印を押印してもらった上で回収し、引渡証明書として5年間保管してください。

(2)プレス･せん断処理業者→認定全部利用者の移動報告義務

詳細は「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル破砕工程編」をご覧ください。

① 対象車台の選択

引渡報告済車台の一覧から全部利用者へ引き渡す車台を選択･確定します。

ステップ1 ❶ 引渡先の電炉等へ解体自動車を運搬するトラック登録番号を入力します。

ステップ2 ❷ 引取報告済車台が一覧になっているので、その中から引渡報告を行う車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。

ステップ3 ❸ 「引渡先確定」 引渡先確定ボタンをクリックします。

② 紐付車台一覧の印刷

本画面は、解体自動車の引渡報告を完了させる画面ですが、この時点では引渡報告を完了させずに、引渡証明書の一部となる紐付車台一覧を印刷してください。

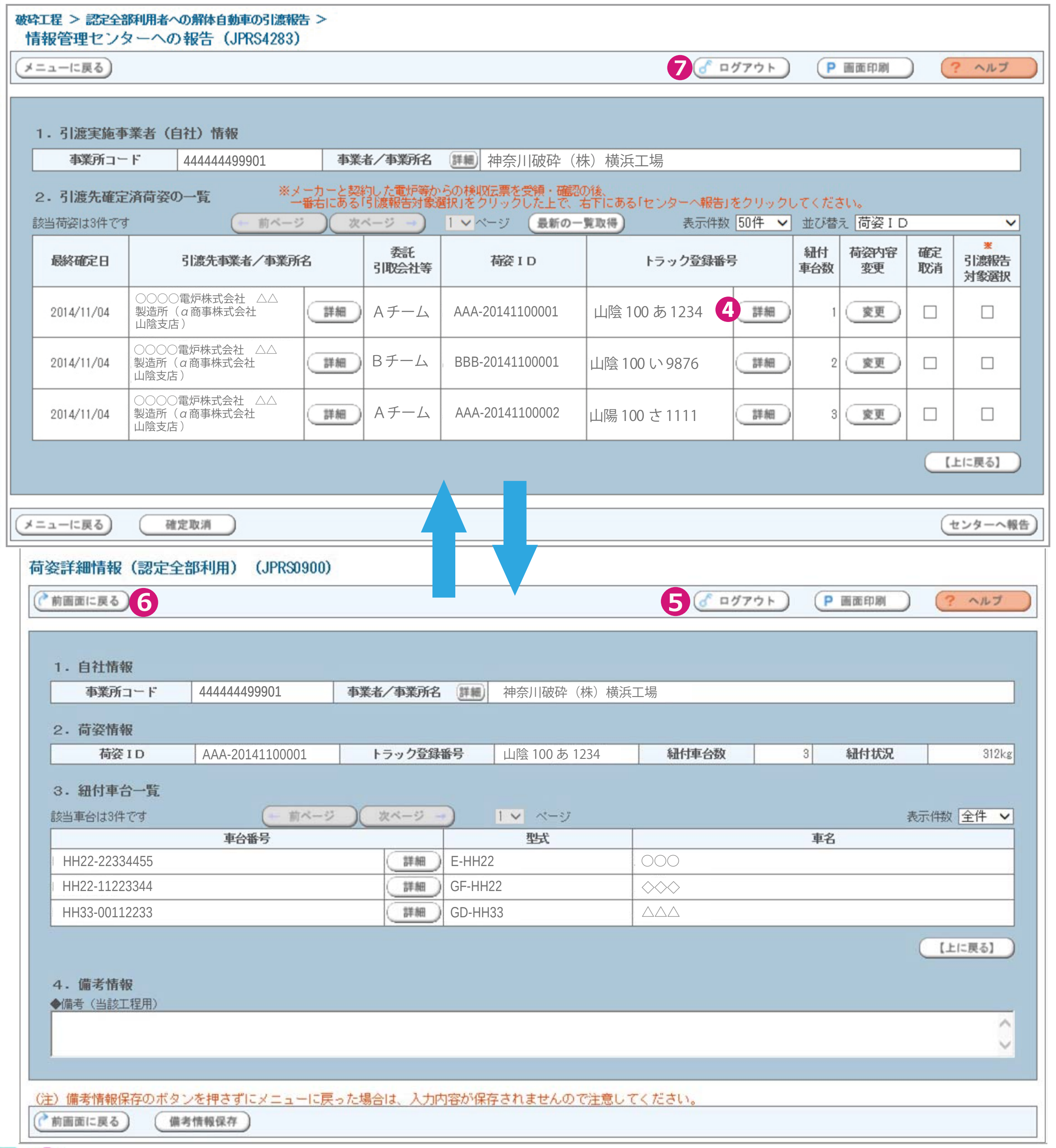

ステップ4 ❹ プレス･せん断した解体自動車を積載したトラック登録番号の右の「詳　細」ボタンをクリックし、積載された車台の情報を表示します。

ステップ5 ❺ 「P 画面印刷」ボタンをクリックして解体自動車の紐付車台一覧を印刷します。

ステップ6 ❻ 印刷終了後、「前画面に戻る」ボタンをクリックして前画面に戻ります。

ステップ7 ❼ 「ログアウト」をクリックして終了します。

※ **解体自動車の搬出前に行う業務はここまでになりますので、一端作業を終了することになります。この時点では情報管理センターへの引渡報告を行わないように注意してください。**

> **情報管理センターへの引渡報告は、必ず電炉･転炉等により事項が記入された検収伝票と紐付車台一覧を回収した後に行います。**
>
> - 引渡報告は解体自動車を搬出してから３日以内に行うことが必要です。このため、検収伝票および紐付車台一覧をトラック運転手に持たせて解体自動車（廃車ガラ）を搬出してから３日以内に検収伝票と紐付車台一覧を電炉・転炉等から回収することが必要になります。
> - 認定全部利用者から回収した検収伝票と紐付車台一覧は引渡証明書として５年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等（チーム）として委託した車台の確認が必要ですので、検収伝票と紐付車台一覧のコピーを委託契約した自動車メーカー等（チーム）に郵送してください。